

事業計画変更を必要とする理由

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

ため池 正法寺中・正法寺下工区

事業計画変更を必要とする理由

農地防災（ため池） 正法寺（下）地区は、平成 25 年 7 月 22 日に事業費 83,000 千円で事業計画が確定され、以後計画に基づいて事業を実施してきたところであるが、以下の理由により事業計画の変更が生じた。

事業費の変更

工法変更

- ・ 詳細調査の結果、土取場の用土が不足していることが判明し、土取場の位置変更により工事用道路を追加したことによる事業費の増
- ・ 下流受益地区域がパイプラインであることから、取水施設をフロート式に変更したことによる事業費の増
- ・ 実施精査による工事費の増
- ・ 実施精査による測量試験費、用地補償費の減

総括表

区分	事業量 (箇所)	事業費 (千円)
当初計画	1	83,000
変更計画	1	115,115
増減	0	32,115

事業計画変更を必要とする理由

農地防災（ため池） 正法寺（中）地区は、平成 25 年 7 月 22 日に事業費 65,000 千円で事業計画が確定され、以後計画に基づいて事業を実施してきたところであるが、以下の理由により事業計画の変更が生じた。

事業費の変更

工法変更

- ・ 詳細調査の結果、土取場の用土が不足していることが判明し、土取場の位置変更により工事用道路を追加したことによる事業費の増
- ・ 実施精査による工事費の増
- ・ 実施精査による測量試験費、用地補償費の減

総括表

区分	事業量 (箇所)	事業費 (千円)
当初計画	1	65,000
変更計画	1	80,395
増減	0	15,395

変更後の土地改良事業の概要

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

ため池 正法寺(下)・正法寺(中)工区

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

1 土地改良事業の施行目的

下流受益は整備済みであるが、用水源のため池が老朽化による堤体からの漏水や、取水施設の機能低下、余水吐の断面不足であることから、豪雨による堤防決壊の恐れや用水源としての機能が低下している。

そのため、ため池を改修することにより、下流域の安全確保と、水稻をはじめとする振興作物への農業用水の安定供給を行い、農業経営の安定化や生産性の向上を図る。

2 土地改良法第2条第2項に掲げる事業の種類

農業用排水施設の変更(ため池)

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

美祢市伊佐町河原 地内

2 現況

(1) 地形

旧美祢市の東部で周囲を山々に囲まれた中山間地域の浴部に位置する。集落北部には厚東川水系本郷川が流れる。

(2) 土質及び土壌

中庸な土壌が広く分布している。また、グライ層はない。

(3) 気象

年平均気温は15度前後であり、年間平均降水量は1,900mm程度である。

(4) 水利状況

ため池からほ場整備により造成された用水路を経てほ場へかんがいしている。

(5) 営農状況

水稻が主体となっているが、小規模経営が多く農業生産性が低い。

(6) 地域環境の状況

貴重な自然景観、自然環境を有しており、生態系を含めた保全が重要な課題である。

3 地積

(単位：h a)

	田	畑	原野	山林	その他	計
正法寺(下)地区	3.9					3.9

その他は道路や水路等の地積

(単位：h a)

	田	畑	原野	山林	その他	計
正法寺(中)地区	3.9					3.9

その他は道路や水路等の地積

第3章 基本計画

計画の内容

(1) 一般計画

漏水を止めるために、ため池堤体を前刃金工法にて止水補強し、取水のための斜樋と堆積土排除のための底樋は全巻ヒューム管、余水吐は側水路式コンクリート三面張にて改修する。

(2) 環境配慮

美祢市農村環境計画に基づいた環境への配慮を行う。

第4章 工事又は管理の要領

1 工事内容

正法寺(下)

堤体工 止水工法 傾斜ゾーン型(前刃金)

300.0

上流側法面 張ブロック 309.1 m²

35.0 600.0

下流側法面 腰ブロック 31.0 m²、張芝 545.0 m²

取水施設 斜樋工 ヒューム管 200 10.0m

17.5

導樋工 ヒューム管 300 19.5m

37.0

底樋工 ヒューム管 800 36.4m

余水吐工 コンクリート3面張水路 32.6m 32.5

正法寺(中)

堤体工 止水工法 傾斜ゾーン型(前刃金)

130.0

上流側法面 張ブロック 129.9 m²

30.0 220.0

下流側法面 腰ブロック 43.1 m²、張芝 173.0 m²

10.0

取水施設 斜樋工 ヒューム管 200 6.8m

23.0

底樋工 ヒューム管 800 23.3m

20.0

余水吐 3面コンクリート張 18.8m

2 工事の着工及び完了予定時期

着工予定 平成25年 5月

平成31年 3月

完了予定 令和 6年 3月

3 管理の要領

(1) 管理者

美祢市が管理主体となり、受益者が直接維持管理する。

(2) 管理すべき施設の種類

34.0 17.5 37.0 32.5

正法寺(下)堤体 36.2m、斜樋 10.0m、導樋 19.5m、底樋 36.4m、余水吐 32.6m

10.0 23.0 22.5

正法寺(中)堤体 20.0m、斜樋 6.8m、底樋 23.3m、余水吐 18.8m

(3) 施設利用に関する基本的事項

用水の取水、排水は従来 of 慣行水利権を基本とする。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

1 費用の概算

正法寺(下)

(単位：千円)

区 分		中山間地域総合整備事業
事業費	純工事費	63,000 94,162
	測量試験費	17,000 19,935
	用地補償費	3,000 1,018
	換地費	
	計	83,000 115,115

正法寺(中)

(単位：千円)

区 分		中山間地域総合整備事業
事業費	純工事費	46,000 59,551
	測量試験費	16,000 19,935
	用地補償費	3,000 909
	換地費	
	計	65,000 80,395

2 費用負担

正法寺(下)

(単位：千円)

区 分	事 業 費	
	金 額	負 担 率
国 費	45,650 63,313	55.0%
県 費	24,900 34,535	30.0%
市 町 村 費	10,790 14,965	13.0%
地 元 負 担	1,660 2,302	2.0%
合 計	83,000 115,115	100.0%

正法寺(中)

(単位：千円)

区 分	事 業 費	
	金 額	負 担 率
国 費	35,750 44,217	55.0%
県 費	19,500 24,119	30.0%
市 町 村 費	8,450 10,451	13.0%
地 元 負 担	1,300 1,608	2.0%
合 計	65,000 80,395	100.0%

第7章 効用

1 年総効果額及び評価期間内の総便益額

(単位：千円)

〔正法寺(下) 正法寺(中) 共通〕

区 分	年総効果額	年総増加所得額	現況年総農業所得額	評価期間内の便益額	備考
維持管理費節減	249	93		5,539	
	243	90		7,749	
災害防止効果 (農業)	4,645	4,645		97,007	
	9,786	9,786		285,824	
災害防止効果 (一般資産)	3,370			70,384	
	3,396			99,189	
合 計	7,766	4,738	1,491	161,852	
	12,939	9,876	880	377,264	

2 評価期間内の総費用

155,538

282,056 千円 (=)

3 総費用総便益比及び所得償還率

区分	算定式	数値	備考
総費用(現在価値化)	= +	155,538 282,056 千円	
当該事業による費用		126,436 241,928 千円	
その他費用 (関連事業+資産価値+再整備費)		29,102 40,128 千円	
年償還額		223 272 千円/年	
年総効果(便益)額		7,766 12,939 千円	
現況年総農業所得額		1,491 880 千円	
年増加農業所得額		4,738 9,876 千円	

評価期間（工事期間 + 40 年）		47 51 年	
割引率		0.04	
総便益額（現在価値化）		161,852 377,264 千円	
総費用総便益比	= ÷	1.04 1.33	1.0
総所得償還率	= ÷	15.0 30.9 %	20%
増加所得償還率	= ÷	(参考) 4.7 % 2.8	40%

第 8 章 他の事業との関係

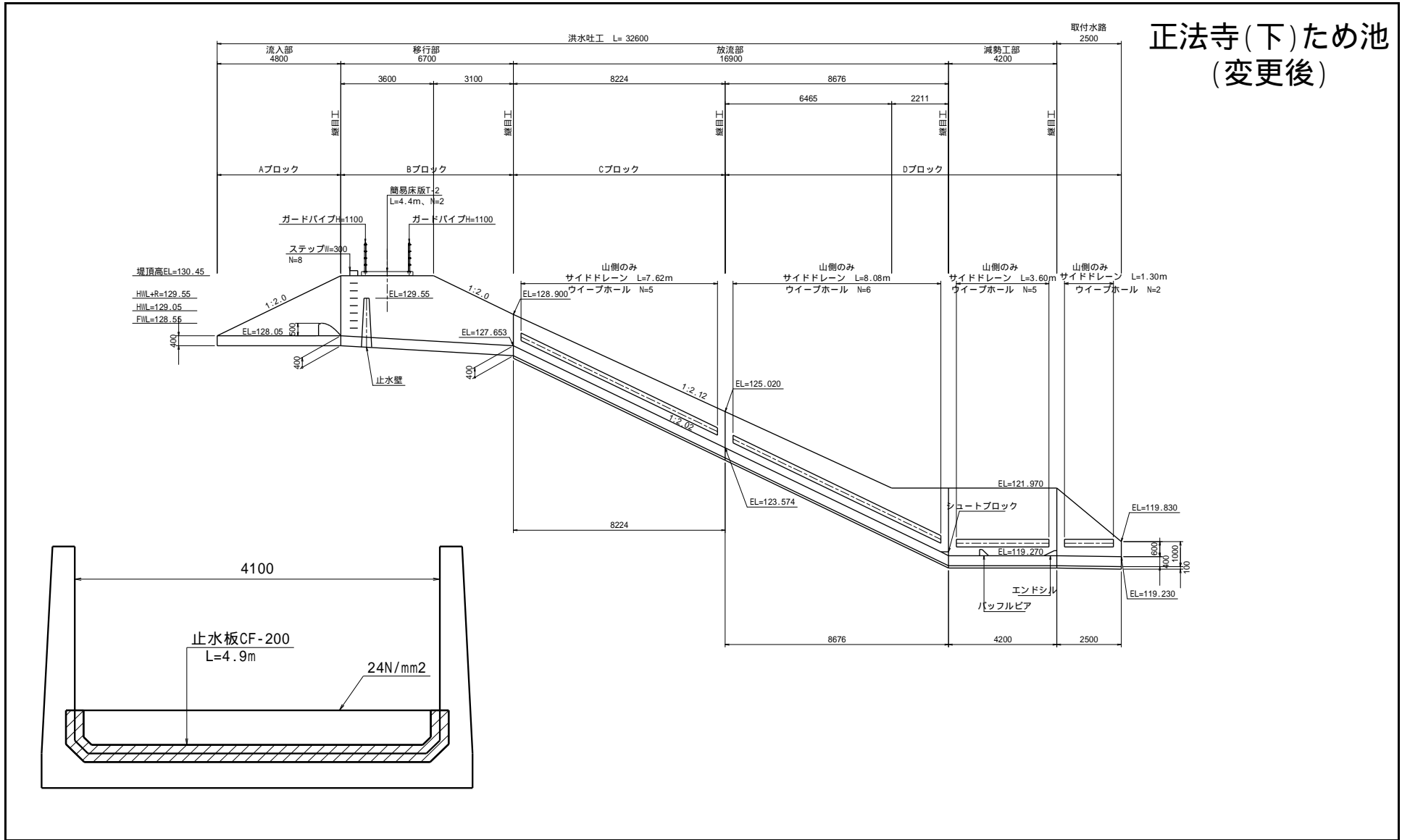
該当なし

第 9 章 計画概要図

別図のとおり

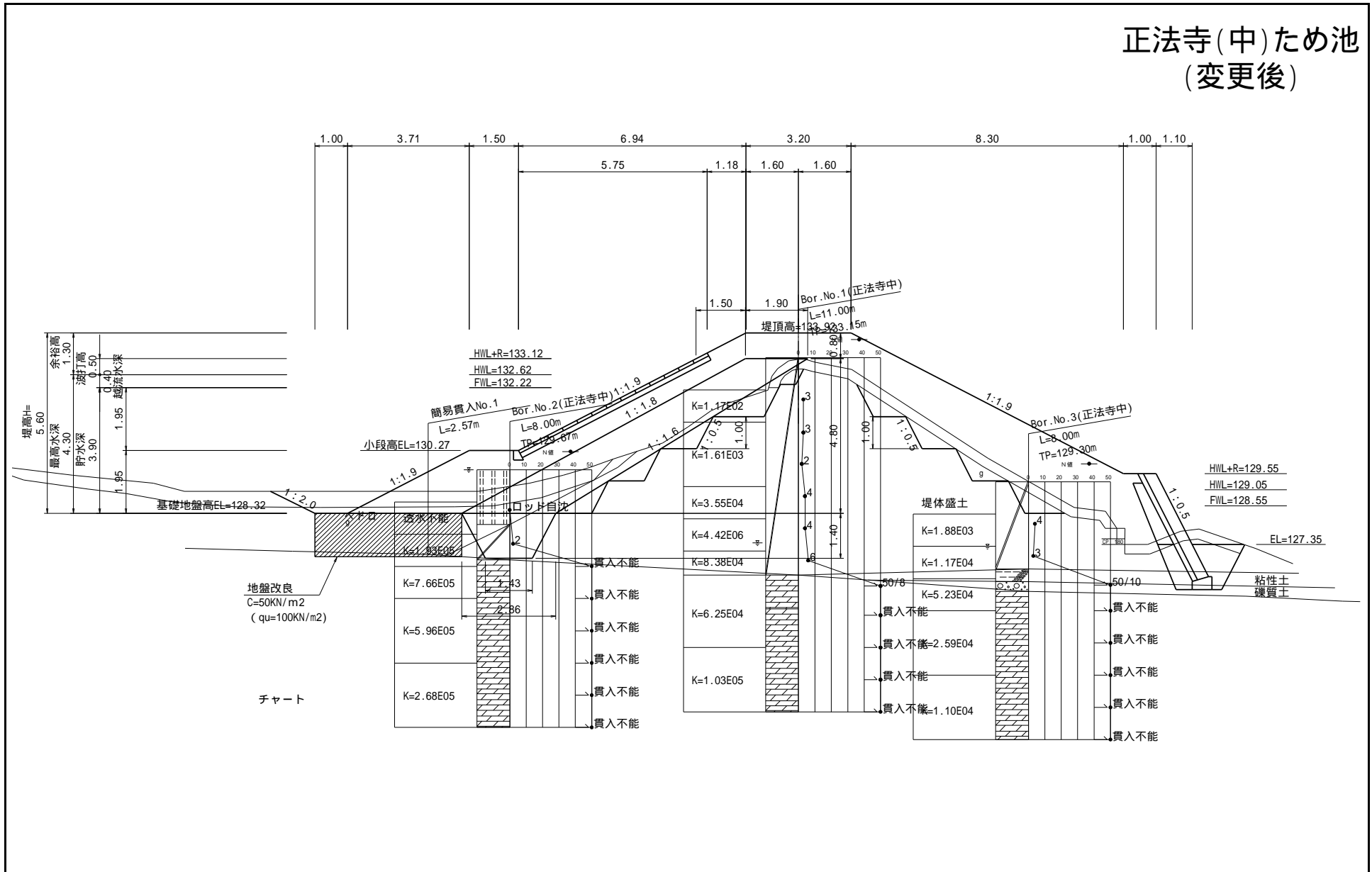
主要構造図 (洪水吐)

正法寺(下)ため池
(変更後)



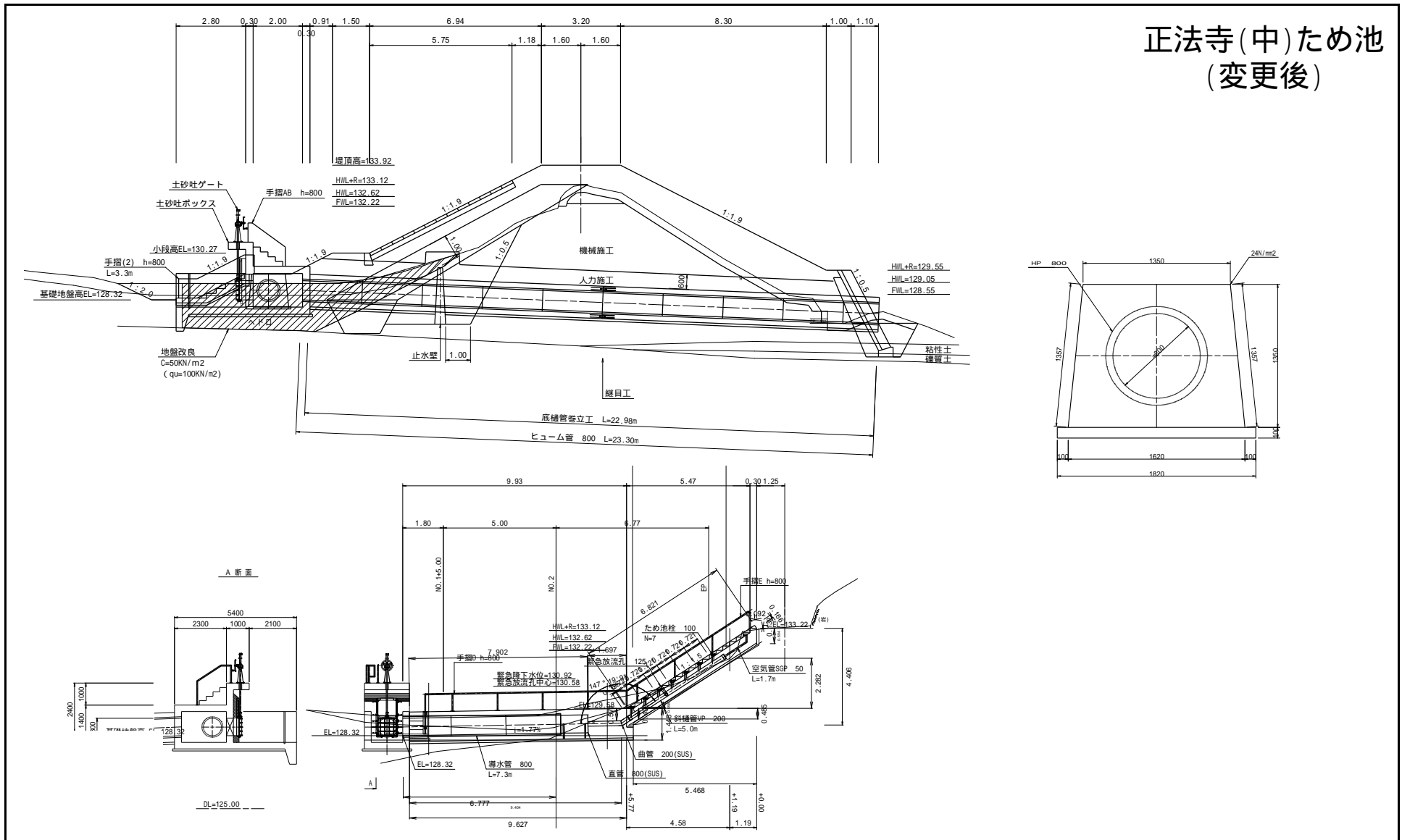
標準断面図

正法寺(中)ため池 (変更後)



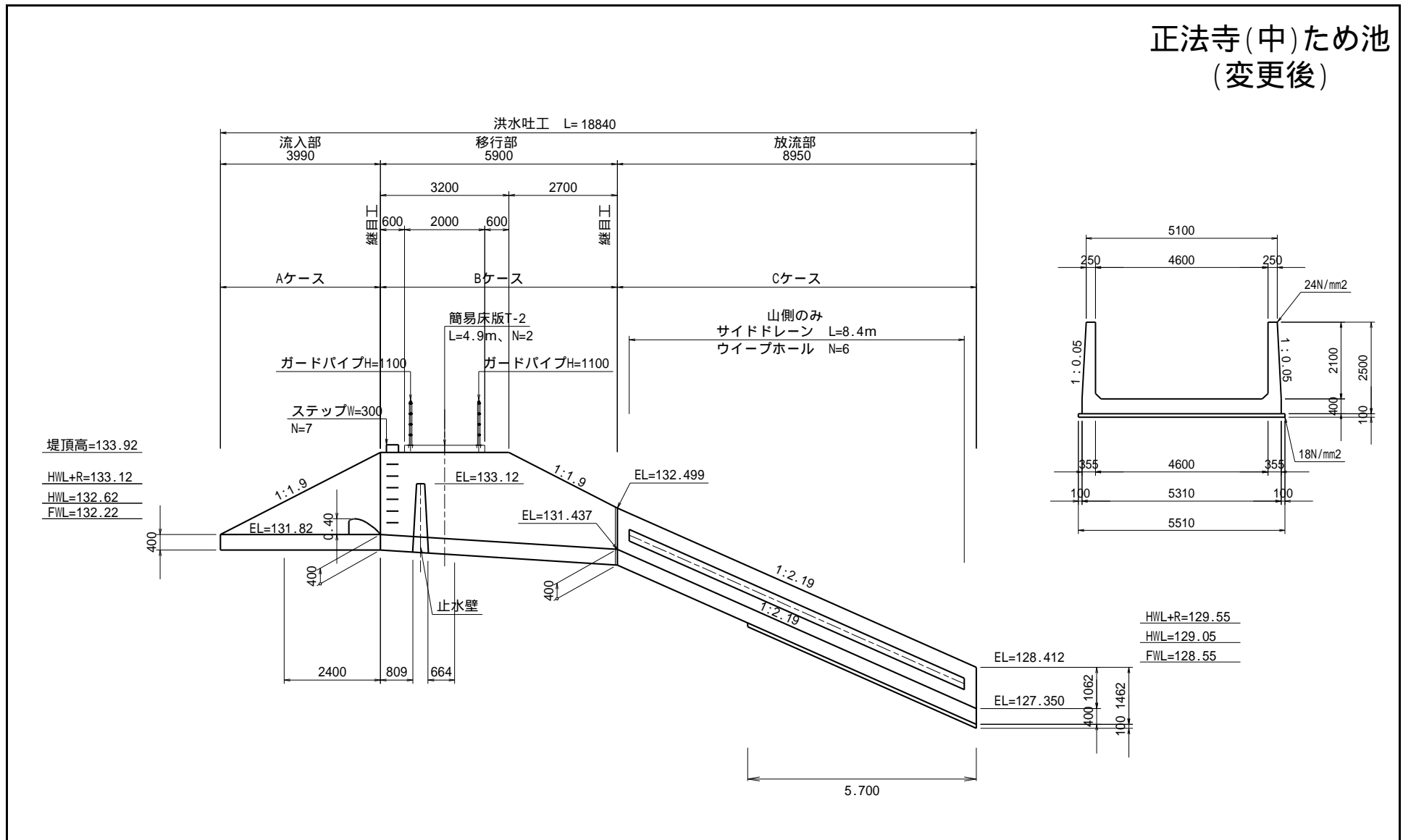
主要構造図 (取水施設)

正法寺(中)ため池
(変更後)



主要構造図 (洪水吐)

正法寺(中)ため池 (変更後)



事業費の負担区分の予定及び地元負担の
予定基準を記載した書面

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

ため池 正法寺（下）・正法寺（中）工区

(正法寺(下)・正法寺(中))

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1 事業費負担区分の予定

)

(単位：千円)

区分	事業費			
	全体	正法寺(下)	正法寺(中)	負担率
国費	81,400 87,432	45,650 63,313	35,750 44,217	55.0%
県費	44,400 58,654	24,900 34,535	19,500 24,119	30.0%
市町村費	19,240 25,416	10,790 14,965	8,450 10,451	13.0%
地元負担	2,960 3,910	1,660 2,302	1,300 1,608	2.0%
合計	148,000 195,510	83,000 115,115	65,000 80,395	100.0%

2 地元負担の予定基準

事業費の地元負担は、土地改良法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、利益を受けるもので事業の施行に係る地域内にある土地につき、同法第3条に規定するものと市とが負担する。

土地改良法第3条に規定する資格を有するものに対する負担金は、施行に係る地域内にある土地の面積に応じて負担金を徴収する。

なお、国庫負担予定額、県費負担予定額、市費負担予定額及び地元負担予定額に変更があった場合は、それぞれ負担額を変更する。

土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

県営美祢地区 中山間地域総合整備事業

ため池 正法寺（下）・正法寺（中）工区

(正法寺(下)・正法寺(中))

土地改良施設の予定管理方法を記載した書面

1 管理者
美祢市

2 管理すべき施設の種類
正法寺(下) 堤体、余水吐、取水施設 一式
正法寺(中) 堤体、余水吐、取水施設 一式

3 管理の内容
用水の取水、排水の維持管理は、美祢市が行うものとし、その方法については、従来の慣行水利権を基本とし別に管理規定を定めて行うものとする。

4 管理に関する費用の概算及び負担の方法
水路の泥上げ、清掃、法面の草刈等の軽微な維持管理作業を除く管理に要する費用は、美祢市の予算に定めて美祢市が負担する。

5 その他管理方法に関する基本的事項
水路の泥上げ、清掃、法面の草刈等の軽微な維持管理作業は受益者が行い、その方法は正法寺水利組合の総会で決定する。